

市立四日市病院会計年度任用職員 (手話通訳士・手話通訳者) 採用試験要項

1 募集職種、主な業務

①募集職種 会計年度任用職員（手話通訳士・手話通訳者）

②主な業務 手話通訳業務

（手話通訳業務がない時間帯においては、医療相談業務、他医療機関との
病診連携業務、退院支援業務等の事務補助に従事することがあります。）
（手話通訳業務以外の業務については、健常者への対応業務を含みます。）

2 採用予定人数 1人程度

3 勤務場所 市立四日市病院

4 採用予定日 令和8年4月1日、7月1日、10月1日、令和9年1月1日の
いずれか

5 受験資格 次の①～③の条件を満たす人

① 昭和42年4月2日以降に出生し、手話通訳士又は手話通訳者の資格を有する人

② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

※同一年度での受験は、1人1回とします。

6 試験日及び会場

日時：受験申込後に通知します。

会場：市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

7 試験科目

教養試験（60分）文章読解能力、数的能力、一般知識等についての筆記試験

小論文（60分）当日指定されたテーマに対する作文

適性検査（50分）職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定する
クレペリン検査

面接（30分程度）手話技能についての実技試験、人物及び職務に対する適応性等の総合
評価を行います

8 受験申込方法

受験を希望される方は、市立四日市病院総務課までお電話をお願いします。

（TEL (059) 354-1111 内線5212）

採用可能な日などをお聞きした上で、具体的な申込方法をお伝えします。

9 受 付 期 間

随時受付（採用状況に応じて締め切る場合があります）

※受付時間は月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

■ 勤務条件（令和7年4月1日現在）

（1）初 任 給（金額は地域手当（9%）を含む）

238,056円

- ・初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります
- ・諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.6月分）などが支給されます
- ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります
- ・「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

（2）勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週間あたり38.75時間）

（3）休 日 土曜日・日曜日（週休2日制）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（4）休 暇 年次有給休暇が年間20日あり残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた特別休暇があります

（5）福利厚生 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています

（6）任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長で令和11年3月31日まで）

（その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし62歳を超えての再度の任用はありません）

《 参 考 》

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者